

大学等進学支援一時金給付要綱

(目的)

第1 この要綱は、令和7年大船渡市林野火災（以下「林野火災」という。）により被災した生徒及び父母等（学資を負担している者をいう。以下同じ。）に対し、大学等への就学の支援を目的として給付する大学等進学支援一時金（以下「一時金」という。）の申請手続き等について定めるものとする。

(対象者)

第2 一時金の給付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和7年3月以降に岩手県内の公立高等学校（専攻科及び別科を除く。）、公立特別支援学校（高等部）又は高等専門学校を卒業した者
- (2) 次に掲げる学校等（高等学校若しくはこれに準ずる学校又は特別支援学校高等部の卒業を入学の要件として定める学校等に限る。）に入学した者
 - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第83条第1項に規定する大学（法第91条に規定する別科及び法第108条に規定する短期大学を含む。）
 - イ 法第125条第3項に規定する専修学校の専門課程
 - ウ 法第119条第2項に規定する高等専門学校の専攻科
 - エ 法第58条第2項に規定する高等学校の専攻科
 - オ 法第82条に規定する特別支援学校の専攻科
 - カ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき設置認可された公共職業能力開発施設（訓練課程が1年未満のものを除く。）
 - キ アからカに掲げる学校等のほか、これらに準ずる学校等であつて教育長が別に定めるもの
- (3) 前号に掲げる学校等に入学した日が属する年度（当該入学日が4月から6月までの月であるときは、その前年度）における道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額が、85,500円未満の世帯である者
- (4) 林野火災により、次に掲げるいずれかの被害を受けた者
 - ア 住居（学資を主として負担している者の住居を含む。以下イにおいて同じ。）の全壊又は半壊
 - イ 住居の全焼又は半焼
 - ウ 父母等の死亡、行方不明、長期入院、勤務先（自営業者にあつては、その業を営む場所）の被災その他これらに類するもの
- (5) いわたの学び希望基金、東日本大震災みやぎこども育英基金及び福島県東日本大震災子ども支援基金による奨学金又はこれらと同種の奨学金を受給していない者
- (6) 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波によるいわたの学び希望基金大学等進学支援一時金を受給していない者

(一時金の種類及び金額)

第3 一時金は、第2第2号に規定する学校等に入学した日の属する月（当該学校等への入学に伴う転居が、やむを得ない事情により入学した日の属する月の翌月以降となることを教育長が認めた場合は、当該転居日）において、次に掲げる区分に応じて給付する。

- (1) 自宅通学者 300,000円
- (2) 自宅外通学者 600,000円

(給付の申請)

第4 一時金の給付を受けようとする対象者の父母等（以下「申請者」という。）は、原則として、第2第2号に規定する学校等に入学した日の属する月の初日から翌月末日までの申請期間（以下「申請期間」という。）において、大学等進学支援一時金給付申請書（様式第1号）に第3第1号に該当する場合にあつては第2に規定する対象者であることを証明する書類を、第3第2号に

該当する場合にあっては第2に規定する対象者で、かつ、自宅外通学者であることを証明する書類（以下「証明書類」という。）を添付して、教育長に提出するものとする。ただし、やむを得ない理由により申請期間に申請することができない場合においては、当該年度の12月31日まで申請を認めることとする。

（給付等の決定通知）

第5 教育長は、第4の規定による申請に基づき、一時金を給付し、又は給付しないことを決定したときは、当該申請者に対して申請を受理した日の属する月の翌月までに、大学等進学支援一時金給付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（給付の方法）

第6 一時金は、第4の規定による申請を受理した日の属する月の翌々月までに、第5の規定に基づき給付することの決定を受けた者（以下「受給者」という。）に対して給付するものとする。

（給付制限）

第7 一時金の給付回数は同一対象者につき1回限りとし、第4の規定による給付の申請を行う以前に第2第2号に掲げる学校等に在籍していた者には給付しないものとする。

（一時金の返還等）

第8 一時金の給付後に対象者が退学した場合であっても、受給者に当該一時金の返還請求は行わないものとする。ただし、偽りその他不正の手段により一時金の給付を受けたときは全額返還の請求を行うものとする。

（補則）

第9 この要綱に定めるもののほか、一時金の給付に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年3月25日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日から令和7年3月31日までの間、第2の規定の適用については、同規定中「入学した者」とあるのは「入学した者又は入学が見込まれる者」と、同規定第3号中「入学した日」とあるのは「入学した日又は入学が見込まれる日」とする。
- 3 この要綱の施行の日から令和8年12月31日までの間、第2の規定の適用については、同規定第3号中「85,500円未満の世帯である者」とあるのは「85,500円未満の世帯（林野火災により家計が急変し（以下「家計急変」という。）、令和7年2月26日以降1年間の収入見込額を基に算定した道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額が85,500円未満に相当すると認められる世帯を含む）である者」とする。
- 4 この要綱の施行の日から令和7年3月31日までの間、第3の規定の適用については、同規定中「入学した日」とあるのは「入学した日又は入学が見込まれる日」とする。
- 5 この要綱の施行の日から令和7年3月31日までの間、第4の規定の適用については、同規定中「第2第2号に規定する学校等に入学した日の属する月の初日から翌月末日まで」とあるのは「この要綱の施行の日から翌々月末日まで」とする。
- 6 この要綱の施行の日から令和7年12月31日までの間、第4の適用については、同規定中「当該年度の12月31日」とあるのは「この要綱の施行の日から給付を受けようとする年度の12月31日」とする。
- 7 教育長は、申請者が第4の規定に基づき行った申請（以下「本申請」という。）に対し一時金の給付を決定するまでの間に、申請者からいわての学び希望基金大学等進学支援一時金給付要綱第4の規定による申請（以下「別申請」という。）を受理した場合、別申請に基づく一時金を給付し、又は給付しないことを決定するまでの間、本申請に基づく一時金を給付し、又は給付しないことを決定しないこととする。この場合において、別申請に基づき一時金を給付することが決定された場合、教育長は本申請に対し、この要綱に基づく一時金を給付しないことを決定することとする。

(表面)
大学等進学支援一時金給付申請書

年 月 日

岩手県教育委員会教育長 様

申請者（父母等）

氏名 (続柄) (〒 -)

住所

電話 - -

大学等進学支援一時金給付要綱第 2 に規定する対象者に該当するので、同要綱第 4 の規定により下記のとおり給付の申請をします。

記

給付申請する一時金の種類		☐ 自宅外 (600,000円) ☐ 自宅 (300,000円) ☒ ☐ 同居者なし ☐ 同居者あり (氏名 続柄)			
対象者の状況	(よみがな) (生年月日)	() (年 月 日生)			
	対象者の氏名等				
	現住所・電話番号	(〒 -) ☎ ()			
		※ 大学等への入学又は入学見込み時のもの			
受給要件	卒業した高等学校等	(年 月 日卒業)			
	入学した又は入学見込み大学等	(年 月 日入学又は入学見込み)			
	父母等の状況	☐ 2人 ☐ 1人 (離婚、死別等) ☐ その他			
	道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額 (父母等の合算額)	円 ※ 入学又は入学見込み年度の前年度に「いわての学び希望基金教科書購入費等給付金」を受給している場合は省略可 ※ 家計急変に該当する場合は、令和 7 年 2 月 26 日以降 1 年間の収入見込額を記載			
	申請事由	☐ ア 住居の全壊又は半壊 ☐ イ 住居の全焼又は半焼 ☐ ウ 父母等の死亡、行方不明、長期入院、勤務先の被災等			
	要綱第 2 第 5 号又は第 6 号に掲げる奨学金等の受給状況	☐ 受給していない			
振込口座	金融機関名	支店名			
	フリガナ	預金種別		普通	
	口座名義	口座番号			
【高等学校長等記入欄（高等学校長等が証明可能な場合に限る）】 上記の者は、大学等進学支援一時金給付要綱第 2 に掲げる下記の号に該当することを証明します。 年 月 日 □ 第 1 号 □ 第 3 号 学校所在地 学 校 名 代表者 職・氏名 印					

備考 1 給付申請する一時金の種類、父母等の状況、申請事由及び要綱第 2 第 5 号又は第 6 号に掲げる奨学金等の受給状況欄は、該当する□にレ点を付してください。
2 裏面の添付書類欄についても記入の上、必要な証明書類を添付してください。

添 付 書 類

1 申請書に添付する証明書類（「添付確認欄」は、添付した書類の口にレ点を付してください。）

次の①～③のうち該当する区分に応じて、「○印」の付いた書類を添付してください。

- ① 入学又は入学見込み年度の前年度に「いわての学び希望基金教科書購入費等給付金（以下「教科書等給付金」という。）」を受給し、県立高等学校を卒業した者
- ② 入学又は入学見込み年度の前年度に「教科書等給付金」を受給し、県立高等学校以外の学校を卒業した者
- ③ 入学又は入学見込み年度の前年度に「教科書等給付金」を受給していない者

対象	添 付 確認欄	添付する証明書類	提出区分		
			①	②	③
全員	☐	申請者名義の振込先口座を確認する書類 【例】通帳 1 ページ目の名義人（カナ表記）や取引店名等の口座情報が記載されているページの写し	○	○	○
	☐	高等学校等を卒業したことを証明する書類 【例】高等学校等の卒業証明書 ※ 卒業証書の写しは不可	省略	○ *1	○ *1
	☐	大学等に入学した又は入学見込みであることを証明する書類 ①入学したことを証明する書類：大学等の在学証明書 ②入学見込みであることを証明する書類：合格通知書、入学許可証、学生証の写し ※ ②の書類により申請を行った者は、大学等への入学後、速やかに①に掲げる書類を提出すること。	○	○	○
	☐	(家計急変以外の場合) 大学等への入学又は入学見込み時における最新の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を証明する書類（父母等全員分を提出） 【例】課税証明書、給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書の写し	省略 *2	省略 *2	○
		(家計急変の場合) ①～③のいずれも添付すること。 ①父母等の家計急変の発生事由を証明する書類 【例】離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出 等 ②林野火災発生前後の収入を証明する書類 【例】課税証明書の写し、会社作成の給与見込、給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類 等 ③父母等の扶養親族の人数・年齢が確認できる書類 【例】扶養親族の記載が省略されていない課税証明書、扶養誓約書 等	○	○	○
		罹災証明書又は被災を証明する書類 【例】罹災証明書の写し、事業所等のり災状況に関する申立書	○	○	○
自宅外の場合	☐	自宅外に居住していることを証明する書類 【例】住宅の賃貸借契約書（所在地、契約者、契約期間、入居者が確認できる箇所）の写し、入寮許可通知書の写し ※ 住民票の写しは不可	○	○	○

*1 表面の高等学校長等証明欄に証明を受けた場合は省略可能です。

*2 「教科書等給付金」受給時と父母等の状況が異なる場合又は秋入学（入学した月が7月以降の場合）の場合は提出が必要です。

2 その他教育長が必要と認める書類

添付した証明書類で申請内容を確認できない場合は、岩手県教育委員会教育長から別途証明書類の提出を求めることがあります。

大学等進学支援一時金給付決定通知書

先に申請のあった大学等進学支援一時金の給付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

（給付することを決定した場合）

大学等進学支援一時金について、次のとおり給付することを決定する。

申請者（父母等）氏名				
対象者氏名				
給付金額	円			
振込年月日	年 月 日			
振込口座	金融機関		支店名	
	預金種別		口座番号	
	口座名義			
備考				

（給付しないことを決定した場合）

大学等進学支援一時金について、次の理由により給付しないことを決定する。

（理由）

年 月 日

様

岩手県教育委員会教育長